

令和7年度 長浜市市民で支える小学校給食費補助事業 について

この制度は、次代を担う子どもたちの成長を市民全体で支えることで、安心して子育てができるまちを目指すもので、小学校の学校給食費を補助し、子育て世代の経済的負担を軽減します。

長浜養護学校で特別支援教育就学奨励費の受給状況を確認のうえ、市の給食費補助金の対象となる人のみ実績額で申請兼請求をしていただくことになります。補助対象となる人には、令和8年3月頃に市から「補助申請兼請求書」を郵送しますので、期限までにご提出をお願いします。

1. 補助対象者

小学校に在籍する児童の保護者で、長浜市内に住所がある人

ただし、次の方は、補助の対象になりません。

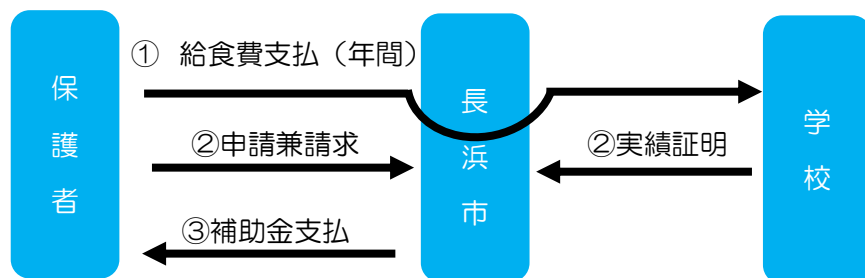
- ・就学援助費、特別支援教育就学奨励費を受給されている場合
(※特別支援教育就学奨励費を受給されている場合で、学校給食費の自己負担分がある場合は補助対象。)
- ・生活保護を受けている場合
- ・在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない場合



2. 補助の概要

保護者が小学校等に支払われた学校給食費分を、長浜市から保護者に補助金として交付します。

交付時期は、令和8年4月以降となります。



3. 補助申請の方法

年間を通じて学校へ給食費の支払い後、補助金の支給対象となる人には令和8年3月頃に市から申請兼請求書を郵送しますので、学校給食課まで提出してください。

＜問い合わせ先＞ 長浜市教育委員会事務局 学校給食課
(長浜市南田附町 535 南部学校給食センター)
電話：0749-63-5818